

昭島市商工会青年部マスコットキャラクター「みっくちゃん」着ぐるみの使用について

みっくちゃんの着ぐるみの使用には、昭島市商工会青年部の許可が必要です。以下の手順で手続きをお願いします。

1. 予約状況の確認

まずは電話等で昭島市商工会青年部事務局に予約状況を確認してください。

2. 使用申請

使用期間初日前3月から使用期間初日7日までの期間に申請書を提出していただきます。以下の2点を昭島市商工会青年部事務局に持参又は郵送(Eメールも可)してください。審査の上、「使用承諾書」又は「使用不承諾書」を郵送します。企画書の準備等で不安がある場合には、提出の前にご相談ください。

- ・着ぐるみ使用申請書
- ・企画書(みっくちゃんを登場させるイベントの内容等を記載したもの。様式自由)

使用申請書は、昭島市商工会青年部事務局又は昭島市商工会ホームページから取得し、必要事項を記入して下さい。使用規程も必ずお読みください。

3. 受渡しについて

- 受渡し日の前日までに受渡し時間、場所等について、昭島市商工会事務局と打ち合わせをしてください。
- 受取りの際には、本人確認をさせていただきますので、身分証明書(運転免許証、保険証等)をご持参ください。
- 貸出しから返却までの運搬は、ご自身でお願いします。運搬する際など、破損しないよう注意してください。
- 脱着は人の目にふれない場所で行い、以下の3点を守ってください。

- ・長袖シャツ、長ズボンを着た上で着ぐるみを着用 (汗で着ぐるみを汚さない)
- ・脱着するところを関係者以外の目にふれさせない (子どもの夢をこわさない)
- ・声を出さない (みっくちゃんはしゃべりません)

お問い合わせ

〒196-0015 東京都昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内
昭島市商工会青年部 事務局
TEL: 042-543-8186
Email: info@akishima.or.jp

昭島市商工会青年部マスコットキャラクター「みっくちゃん」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、昭島市商工会青年部のマスコットキャラクター「みっくちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、昭島市商工会青年部部長(以下「部長」という)に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間初日前3月から使用期間初日前7日までの期間に提出しなければならない。ただし、部長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸与の許可)

第3条 部長は前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- 一 昭島市商工会青年部の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共団体(法人格がないものを含む。)が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的で開催するおそれがあるとき。
- 六 「みっくちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- 七 その他、部長が着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

2 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

3 前項により使用を承諾する場合、「みっくちゃん」着ぐるみ使用承諾書(様式第2号)により、使用を承諾しない場合、「みっくちゃん」着ぐるみ使用不承諾通知書(様式第3号)により借受希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、昭島市商工会青年部事務局から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(使用期間)

第5条 着ぐるみの使用期間は、原則として1週間以内とする。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。
- 二 使用期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみ返却時には着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 四 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

五 着ぐるみの使用について別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

六 その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第8条 使用許可を受けた者が、前条に定めた事項を遵守しなかったときは、又はその他のこの規程に違反したときは、その許可の取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、部長はその責めを負わない。

(現状復帰)

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、部長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、部長は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取り扱いに係わる必要な事項は、部長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年 3月 4日より施行する。

様式第2号(第3条関係) 略

様式第3号(第3条関係) 略

着ぐるみを使用する際の注意事項

- 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、靴下、軍手等を着用すること。
- 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- 雨天時及び降雪時において、屋外での使用は絶対にしないこと。
- 「みっくちゃん」のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。（関係者と連絡を取るときなど、やむを得ず声を出す必要がある場合は、関係者以外に聞こえないよう細心の注意を払うこと。）
- 「みっくちゃん」のイメージを崩さないため、装着者は可能な限り身長150cm～170cmの者とすること。
- 装・脱着の際は、関係者以外に目撃されないようにすること（特に子どもの前では要注意）。
- 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- 子どもが引っ張ったり、体当たりしたりする場合がありますので、介助者は優しくたしなめるなど、子どもの対応に気を配ること。
- 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 運搬や保管の際には取り扱いに十分注意すること。収納ケースのサイズ、縦100cm 横80cm 高さ55cm のためワンボックス車（セダン車、トラックの荷台は不可）で運搬すること。

様式第1号(第2条関係)

『みっくちゃん』着ぐるみ使用申請書

平成 年 月 日

昭島市商工会青年部部长 あて

(〒 -)

申請者住所

団体名

代表氏名

印

下記のとおり、昭島市商工会青年部マスコットキャラクター『みっくちゃん』の着ぐるみを使用した
いので申請します。

記

1 使用希望期間	借受日...平成 年 月 日() 午前・午後 時頃 返却日...平成 年 月 日() 午前・午後 時頃
2 開催日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時まで
3 行事名	
4 開催場所	
6 使用用途・目的	
7 みっくちゃん 登場時間	(現時点で分かる範囲で記入してください。未定の場合は決定次第ご連絡下さい。)
8 連絡先	担当者 氏名 TEL ()
	行事の問い合わせ先 TEL ()

【添付資料】

- ・借受けを希望する団体の概要
- ・行事の概要が分かる資料(企画書等)

※上記の2から7までの項目は、内容を整理の上、「みっくちゃんの出演予定」として昭島市
商工会のHP内、昭島市商工会青年部の Facebook 内に掲載することがあります。

※提出した内容が変更になる場合はすみやかに連絡してください。